

令和4年度 市民の声一覧(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

受付日	区分	件名	市民の声の内容	担当課	回答(対応)の内容
5月	道路・農道・水路	自動車走行レーンの喫煙	表記の件は高知市役所(本庁舎)近くの電車道路四角のはす向かいのたばこ屋から産婦人科にかけての三番目の車道(本線二車線→緑地帯→車道)において沢山の喫煙者がいらっしゃいます。そこで令和4年3月3日(木)に①高知警察署(交通取締部署)②高知市役所(健康増進課)③高知市役所(道路管理課)に各々、電話そして①見かけたら注意する。②管理責任無い③検討しますと回答③の部署に関しては改善が見えないのなら高知市長宛に連絡しますと私は約束させていただきました。そして本日も改善点を確認出来ないこのメールを送る事にしました。歩きたばこ禁止区域内は立ち止まるとの喫煙は合法だと健康増進課の方が認めてましたが、車道区分での喫煙は認めてますか。 認めているのなら仕方無し、改善点が判らない理由でしょうか、駄目ならそれなりに改善策を実行してください。	道路管理課	車道において、喫煙を認めているかのご質問につきましては、市道上での喫煙に対する道路管理上の許認可は特にございませんで、歩行者等の安全な通行に支障とならないように努めることは、喫煙者のマナーであると考えております。 一方で、ご指摘のあった現地を確認したところ、近隣のオフィスビルから不特定多数の方が喫煙を含む休憩場所として車道上を利用されている状況が見受けられましたことから、近隣のオフィスビルの管理会社に依頼して、車道上での喫煙を含む休憩行為は控えていただく旨の文書を令和4年6月13日付けで配布して啓発に努めております。
6月	道路・農道・水路	街路樹の伐採要望	高知市〇〇町にある〇〇市営住宅前の街路樹が大きく生育しており、幹からも枝葉が伸び放題で視界不良となっているため、何年も前から伐採を要望しているにもかかわらず、未だに剪定のみ。剪定要望も私が毎年市役所へ連絡した後手後手の対応。伐採は担当課との協議が必要とのことだったので、結論が出たらどういった対応となるのか連絡をもらいたいとお願いし、了承したにもかかわらず、これもまた何の連絡もない。維持管理はみどり課、資産管理は道路管理課、現場で剪定伐採するのは委託先の都市整備公社といろんな窓口をたらい回しにされたあげくその後の連絡もしてこないなんて職務怠慢です。事故が発生した場合は高知市の管理瑕疵となります。早急に伐採してください。	道路管理課 みどり課	現地調査の結果、交差点部にある街路樹(フウ)は、幹の低い位置から枝が生えてきており、朝倉217号線から右折をするためには、車両を歩道及び車道部まで前進させる必要があり、交差点内の視距が十分確保出来ていない状態です。 年に二度街路樹の剪定は行っているが、樹形が悪く、慢性的に交差点内の視距の妨げとなっている事や、高知市街路緑化基準(R404)により、横断歩道周辺には、安全上、街路樹を植栽しないことを定めていることを考慮し、次年度以降、交差点内の安全性の向上のため、支障となっている街路樹の伐採を行います。 ※なお、市営住宅西側の交差点の街路樹は、すでに無くなっている。
7月	道路・農道・水路	マラソンコース、サイクリングロードの整備について	高知市に既存の道を利用などして安全に安心して健康増進通勤できる鏡川、浦戸湾周遊、土佐湾沿い、マラソンコース、サイクリングロードの整備はできませんか。	スポーツ振興課	マラソンコースについては、市民が気軽にスポーツに取り組めるよう、昭和56年からジョギングコースの選定整備を行い、主な公園や河川周辺に設置しており、現在市内に23のジョギング・ランニングコースがあります。サイクリングロードについては、高知県スポーツ推進計画等にサイクリングツーリズムが位置づけられ、「ぐるっと高知サイクリングロード」として県内全域に初級から上級まで43のサイクリングコースが設定されています。高知市には初級コースの「リョーマの休日コース」があります。 既存道路に新たに歩行者・自転車専用空間を設けることが難しい場所もあり、現在のところ新たなマラソンコース等の設定はありませんが、今後スポーツ事業を推進する上で、いただいたご意見を共有していきたいと考えております。
8月	道路・農道・水路	民家から道路へはみ出している樹木について	団地内の住宅から道路へ樹木がはみ出して、通行する車に当たっている。 また、この住宅前の溝の上にプランターを数多く置いているため、雨の時には水が溢れている。 市役所で対処していただきたい。	道路管理課	令和4年8月3日(水)現地訪問し、〇〇様立ち会いのもと、道路にはみ出している樹木の伐採及び側溝上のプランターの撤去を指導し、対処していただける旨を確認しました。 ※令和4年8月17日(水)現地を再訪問し、樹木の伐採及び側溝上のプランターが撤去されているのを確認しています。
8月	道路・農道・水路	道路の管理について	市有地(万々〇〇番地)の現況は雑木や雑草が生い茂り、擁壁上部の落石防護柵も草木に覆われほとんど見えないなど、放置された状態であり、防災面においても景観上も、この管理はいかがなものかと思えます。 これまでも、落葉等が大量に道路に落ち、風で庭や側溝に舞い込むなど、その都度掃除を余儀なくされてきました。 少なくとも、市有地の管理が出来ていないことで、住民に迷惑を掛けることは避けていただきたいと思えます。 市有地の管理責任者として、適切な対策の実施と施工施設の適時適切な点検・維持管理をしてくださるようお願いいたします。	道路管理課	ご要望いただきました法面(高知市万々〇〇番)は、民間による土地区画整理事業に伴い整備され、現在は、本市が道路施設を含めて管理しております。 この法面には雑木が自生しておりますが、本市の厳しい財政状況から、道路の通行に支障となっていない雑木については伐採や剪定等を行っておらず、このため地元の皆様には、落ち葉等に伴う道路や側溝の清掃活動に多大なご協力をいただいておりますことにより感謝申し上げます。 今後、現地調査の結果に基づき、今年度中に道路に張り出している雑木の枝打ちや草刈り等を実施するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。